

様式 1－I－1－(1)

売渡申込資格審査申請書（法人又は個人用）

年 月 日までの間において、貴省で行われる国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（売渡申込資格）の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（当該者が法人の場合にあつては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、米穀の流通に関する法令*¹の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 5 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から売渡申込資格の停止を受けている期間中の者でないこと。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

法人番号

* 1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。